

くらしの安心情報

情報ファイル NO.31

平成 20 年 1 月 10 日

電話で断ったはずなのに、「皇室記念額」が勝手に送られ、48,000 円の請求書も同封されていました。支払いを催促する電話もあったのですが…。

被害内容

【相談者 80代 女性】

以前に「皇室の写真を送る」と電話があり、断ったつもりでしたが、数日前に皇室記念額が送付され、挨拶文と請求書が同封されていました。そのまま放置していたら「支払いはまだか。」と電話がありました。どうしたらいいのでしょうか……？

(県内全域)

対処方法

これは、送りつけ商法(ネガティブオプション)といわれる手口です。請求書が入っている等、もっともらしく業者から請求されると支払わなくてはならないような気になります。

- ・ このような場合、法律では商品が送られてきた日から一定期間()経過すれば自由に処分できます。ただし、後々の業者からの執拗な請求を避けるため、相談者には「購入契約はしていない。今後の勧誘不要」との文書とともに、着払いで商品を返送するよう助言しました。
- ・ 不要な電話勧誘は、始めにきっぱり断わりましょう。
- ・ 一人で悩まないで、早めに身近な人や市町村相談窓口、消費生活センターにご相談ください。

14 日間(商品の引取りを業者に請求したときは、その日から 7 日間)



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)